

本人用 ・  施設用

特定施設入居者生活介護  
介護予防特定施設入居者生活介護  
重要事項説明書 兼、契約書

## ケアハウスカーンヒル西円山

### 「特定施設入居者生活介護」重要事項説明書

### 「介護予防特定施設入居者生活介護」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(北海道指定 第0170100598号)

当施設はご契約者様に対して、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供いたします。

施設の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

#### 1. 施設の概要

##### (1) 設置法人

法人名	社会福祉法人 溪仁会
法人所在地	札幌市中央区北3条西28丁目2番1号
代表者氏名	理事長 谷内 好
電話番号	011-640-6767

##### (2) 利用施設

施設の種類	特定施設入居者生活介護 平成13年8月1日指定
施設の名称	特定施設入居者生活介護 カームヒル西円山
施設長名	磯貝 智美
施設の所在地	札幌市中央区円山西町4丁目3番21号
電話番号	011-640-5500
FAX番号	011-640-5505
開設年月日	平成8年4月1日
入居定員	100名

### (3) 当施設の運営方針

人格・尊厳・自由を尊重し、安らぎと安心を基本とする入居者本位のサービスを目指して、入居者が自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行います。

## 2. 居室の概要

### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意いたします。

居室・設備の種類	客数	面積	備考
個室（1人部屋）	80室	Aタイプ 23.12 m <sup>2</sup> Bタイプ 25.16 m <sup>2</sup>	Aタイプ 76室 Bタイプ 4室
個室（2人部屋）	10室	Cタイプ 32.36 m <sup>2</sup>	
食堂	1室	299.33 m <sup>2</sup>	
浴室（大浴場）	2室	男湯 31.2 m <sup>2</sup> 女湯 49.6 m <sup>2</sup>	一般浴槽
個人浴室	4室	3.36 m <sup>2</sup>	個人浴槽

上記の表は、厚生労働省が定める基準により特定施設入居者生活介護及び介護予防特定入居者生活介護に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者様にご負担いただく費用はありません。

※ご契約者様の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際にはご契約者様やご家族様等と協議の上、決定するものとします。

## 3. 職員の配置状況

当施設では「特定施設入居者生活介護」「介護予防特定施設入居者生活介護」を提供する職員として、以下の職種の職員配置を致します。

主な職員の配置状況 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤		非常勤		指定基準	常勤換算後の員数
	専従	兼務	専従	兼務		
1. 管理者	1				1	1
2. 看護職員	2				2	2
3. 介護職員	10	1	1	1	8.8	9.6
4. 生活相談員	1				1	1
5. 機能訓練指導員				1	1（兼務）	0.1
6. 計画作成担当者		1			1（兼務）	0.1

(2024年11月1日現在)

## 職員の勤務体制

従業者の種類	勤務体制	休暇
管理者	8:45~17:45	4週8休
生活相談員	8:45~17:45	4週8休
介護職員	早番 7:30~16:30 日勤 8:45~17:45 遅番 10:00~19:00 夜勤 16:00~10:00	4週8休
看護職員	8:45~17:45	4週8休
機能訓練指導員	8:45~17:45	4週8休
計画作成担当者	8:45~17:45	4週8休

## 4. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 当施設では、ご契約者様に対して以下のサービスを提供いたします

### ①介護保険の給付となるサービス

種類	内容	介護サービス費
食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者様の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。</li> <li>ご契約者様の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。</li> </ul>	1~3割をご契約者様が負担。  ※7~9割は介護保険から給付されます。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>入浴又は清拭を週2回行います。</li> <li>入浴時、見守り又は状況に応じて入浴介助を行います。</li> </ul>	
排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>排泄の自立を促すため、ご契約者様の身体能力を最大限に活用した援助を行います。</li> </ul>	
清掃・洗濯	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者様の状況等必要に応じ、職員が居室の清掃、衣類等の洗濯を行います。</li> </ul>	
着替え等	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを促すよう配慮します。</li> <li>寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>清潔で快適な生活を送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。</li> </ul>	
機能訓練	機能訓練指導員により、ご契約者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は減退を防止するための訓練を実施します。	
健康管理	看護職員が健康管理を行います。	

## ②介護保険の給付対象とならないサービス

種 類	内 容	利用料金
オムツの提供	各個人の状況に応じてサービスを提供致します。	実費のご負担になります。
行 事 レクリエーション	ご契約者様の希望により、行事・レクリエーション等に参加していただくことができます。 その際の活動内容によっては費用をご負担していただく場合があります。	
日常生活品	シャンプー、石鹸、洗濯代等をご負担いただきます。	

### (2) サービス利用料金

介護保険の給付対象の利用料金は、介護保険負担割合証に記載されている負担割合に基づき1～3割の負担額をお支払い頂き、介護保険の給付対象外の利用料金については、所定の料金をお支払い頂きます。

- ・利用料金の詳細については、次項の「特定施設入居者生活介護 利用料金一覧」をご参照下さい。
- ・介護保険給付以外の費用は次項とは別個となります。
- ・利用料金は月ごとに計算し、ご請求いたしますので毎月20日までにお支払い下さい。ただし、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて日割り計算した金額とします。
- ・利用料金の支払方法は次の通りです。

### (支払方法)

- ①当施設が指定する金融機関からの自動引落としでの支払いを原則とする。
- ②止むを得ない事情により自動引落としができない場合は、下記、指定口座への振り込みとする。

### (振込み先)

北洋銀行 本店営業部 普通預金 412903 名義人) 社会福祉法人 溪仁会 カームヒル西円山 理事長 谷内 好
---

「特定施設入居者生活介護」「介護予防特定施設入居者生活介護」 利用料金一覧

(いずれの介護サービス費も介護保険制度改正に伴い 2024.8.1 に改定)

(介護保険負担割合 1割の場合)

要支援1		介護サービス費	事務費	生活費	管理費		利用料総額
	1階層	夏期	6,237	10,000	48,760	17,000	夏期
冬期		91,217					
2階層	夏期	6,237	13,000	48,760	17,000	夏期	84,997
	冬期					94,217	
3階層	夏期	6,237	13,400	48,760	17,000	夏期	85,397
	冬期					94,617	

要支援2		介護サービス費	事務費	生活費	管理費		利用料総額
	1階層	夏期	10,191	10,000	48,760	17,000	夏期
冬期		95,171					
2階層	夏期	10,191	13,000	48,760	17,000	夏期	88,951
	冬期					98,171	
3階層	夏期	10,191	13,400	48,760	17,000	夏期	89,351
	冬期					98,571	

要介護1		介護サービス費	事務費	生活費	管理費		利用料総額
	1階層	夏期	17,431	10,000	48,760	17,000	夏期
冬期		102,411					
2階層	夏期	17,431	13,000	48,760	17,000	夏期	96,191
	冬期					105,411	
3階層	夏期	17,431	13,400	48,760	17,000	夏期	96,591
	冬期					105,811	

要介護2		介護サービス費	事務費	生活費	管理費		利用料総額
	1階層	夏期	19,469	10,000	48,760	17,000	夏期
冬期		104,449					
2階層	夏期	19,469	13,000	48,760	17,000	夏期	98,229
	冬期					107,449	
3階層	夏期	19,469	13,400	48,760	17,000	夏期	98,629
	冬期					107,849	

要介護3		介護サービス費	事務費	生活費	管理費		利用料総額
	1階層	21,599	10,000	48,760	17,000	夏期	97,359
						冬期	106,579
	2階層	21,599	13,000	48,760	17,000	夏期	100,359
冬期						109,579	
3階層	21,599	13,400	48,760	17,000	夏期	100,759	
					冬期	109,979	

要介護4		介護サービス費	事務費	生活費	管理費		利用料総額
	1階層	23,576	10,000	48,760	17,000	夏期	99,336
						冬期	108,556
	2階層	23,576	13,000	48,760	17,000	夏期	102,336
冬期						111,556	
3階層	23,576	13,400	48,760	17,000	夏期	102,736	
					冬期	111,956	

要介護5		介護サービス費	事務費	生活費	管理費		利用料総額
	1階層	25,675	10,000	48,760	17,000	夏期	101,435
						冬期	110,655
	2階層	25,675	13,000	48,760	17,000	夏期	104,435
冬期						113,655	
3階層	25,675	13,400	48,760	17,000	夏期	104,835	
					冬期	114,055	

(介護保険負担割合 2割の場合)

要支援1		介護サービス費	事務費	生活費	管理費		利用料総額
	1階層	12,473	10,000	48,760	17,000	夏期	88,233
						冬期	97,453
	2階層	12,473	13,000	48,760	17,000	夏期	91,233
冬期						100,453	
3階層	12,473	13,400	48,760	17,000	夏期	91,633	
					冬期	100,853	

要支援2		介護サービス費	事務費	生活費	管理費		利用料総額
	1階層	20,382	10,000	48,760	17,000	夏期	96,142
						冬期	105,362
	2階層	20,382	13,000	48,760	17,000	夏期	99,142
冬期						108,362	
3階層	20,382	13,400	48,760	17,000	夏期	99,542	
					冬期	108,762	

要介護1		介護サービス費	事務費	生活費	管理費		利用料総額
	1階層	34,862	10,000	48,760	17,000	夏期	110,622
						冬期	119,842
	2階層	34,862	13,000	48,760	17,000	夏期	113,622
冬期						122,842	
3階層	34,862	13,400	48,760	17,000	夏期	114,022	
					冬期	123,242	

要介護2		介護サービス費	事務費	生活費	管理費		利用料総額
	1階層	38,938	10,000	48,760	17,000	夏期	112,878
						冬期	122,098
	2階層	38,938	13,000	48,760	17,000	夏期	115,878
冬期						125,098	
3階層	38,938	13,400	48,760	17,000	夏期	116,278	
					冬期	125,498	

要介護3		介護サービス費	事務費	生活費	管理費		利用料総額
	1階層	43,197	10,000	48,760	17,000	夏期	118,957
						冬期	128,177
	2階層	43,197	13,000	48,760	17,000	夏期	121,957
冬期						131,177	
3階層	43,197	13,400	48,760	17,000	夏期	122,357	
					冬期	131,577	

要介護4		介護サービス費	事務費	生活費	管理費		利用料総額
	1階層	47,151	10,000	48,760	17,000	夏期	122,911
						冬期	132,131
	2階層	47,151	13,000	48,760	17,000	夏期	125,911
冬期						135,131	
3階層	47,151	13,400	48,760	17,000	夏期	126,311	
					冬期	135,531	

要介護5		介護サービス費	事務費	生活費	管理費		利用料総額
	1階層	51,349	10,000	48,760	17,000	夏期	127,109
						冬期	136,329
	2階層	51,349	13,000	48,760	17,000	夏期	130,109
冬期						139,329	
3階層	51,349	13,400	48,760	17,000	夏期	130,509	
					冬期	139,729	

(介護保険負担割合 3割の場合)

要支援1		介護サービス費	事務費	生活費	管理費		利用料総額
	1階層	18,709	10,000	48,760	17,000	夏期	94,469
						冬期	103,689
	2階層	18,709	13,000	48,760	17,000	夏期	97,469
冬期						106,689	
3階層	18,709	13,400	48,760	17,000	夏期	97,869	
					冬期	107,089	

要支援2		介護サービス費	事務費	生活費	管理費		利用料総額
	1階層	30,573	10,000	48,760	17,000	夏期	106,333
						冬期	115,553
	2階層	30,573	13,000	48,760	17,000	夏期	109,333
冬期						118,553	
3階層	30,573	13,400	48,760	17,000	夏期	109,733	
					冬期	118,953	

要介護1		介護サービス費	事務費	生活費	管理費		利用料総額
	1階層	52,292	10,000	48,760	17,000	夏期	128,052
						冬期	137,272
	2階層	52,292	13,000	48,760	17,000	夏期	131,052
冬期						140,272	
3階層	52,292	13,400	48,760	17,000	夏期	131,452	
					冬期	140,672	

要介護2		介護サービス費	事務費	生活費	管理費		利用料総額
	1階層	58,407	10,000	48,760	17,000	夏期	134,167
						冬期	143,387
	2階層	58,042	13,000	48,760	17,000	夏期	137,167
冬期						146,387	
3階層	58,042	13,400	48,760	17,000	夏期	137,567	
					冬期	146,787	

要介護3		介護サービス費	事務費	生活費	管理費		利用料総額
	1階層	64,795	10,000	48,760	17,000	夏期	140,555
						冬期	149,775
	2階層	64,795	13,000	48,760	17,000	夏期	143,555
冬期						152,775	
3階層	64,795	13,400	48,760	17,000	夏期	143,955	
					冬期	153,175	

要介護4		介護サービス費	事務費	生活費	管理費		利用料総額
	1階層	70,272	10,000	48,760	17,000	夏期	146,032
						冬期	155,252
	2階層	70,272	13,000	48,760	17,000	夏期	149,032
冬期						158,252	
3階層	70,272	13,400	48,760	17,000	夏期	149,432	
					冬期	158,652	

要介護5		介護サービス費	事務費	生活費	管理費		利用料総額
	1階層	77,024	10,000	48,760	17,000	夏期	152,784
						冬期	162,004
	2階層	77,024	13,000	48,760	17,000	夏期	155,784
冬期						165,004	
3階層	77,024	13,400	48,760	17,000	夏期	156,184	
					冬期	165,404	

- ①上記及び前項の月額は1ヶ月30日にて算定しております。
- ②介護保険給付1～3割負担金の中には夜間看護体制加算1日9単位も含まれておりません。(要介護1以上)
- ③介護保険給付1割負担金の中には、サービス提供体制加算Ⅰ1日22単位も含まれております。  
協力医療機関連携加算/月100単位、退居時情報提供加算/回250単位、高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ/月10単位・Ⅱ/月5単位、退院・退所時連携加算/日30単位、生活機能向上連携加算月200単位、科学的介護推進体制加算/月40単位、生産性向上推進体制加算/月10単位、ADL維持等加算Ⅱ/月60単位(要介護の方)
- ④上記の1割負担金以外に介護職員処遇改善加算(Ⅰ)15.9%が加算されます。
- ⑤10月～翌年4月までの間は、生活費に暖房費(9,220円/月)が加算されます。
- ⑥月の途中から入居される場合は、事務費・生活費が日割り計算となります。
- ⑦事務費・生活費については毎年、改定されます。
- ⑧二人部屋への入居の場合、一人当たり「収入」が150万円以下の場合は事務費を30%減額に致します。
- ⑨介護保険給付基準額の変更により、上記1～3割負担分の料金も変更になる場合があります。

### (3) 使用料

以下の利用料金は、全額がご契約者様の負担となります。

電気料→基本料	0円	使用料	実費
電話料→基本料	1,595円	使用料	外線使用分実費
水道料→単身部屋	2,970円	二人部屋	4,455円

### (4) レクリエーション

以下のサービスは利用料金の全額が施設負担となります。(書道等)

※その他レクリエーション活動の内容により、実費をご負担いただく場合があります。

(5) その他

日用品代、おむつ代、医療費、嗜好品購入費等は、ご契約者様のご負担となります。

**5. 医療の利用について**

医療を必要とする場合は、ご契約者様の希望により下記の協力医療機関等において診療や入院治療を受ける事ができます。但し、下記の医療機関での診療・入院治療を義務付けるものではありません。

医療機関の名称	医療法人溪仁会 札幌西円山病院
所在地	札幌市中央区円山西町4丁目7番25号
診療科	内科・リハビリテーション科・神経内科・歯科

**6. 施設を退去又は利用を停止していただく場合**

契約の有効期間中に以下のような事項に該当するに至った場合は、当施設からの退居又は特定施設利用の停止をしていただくこととなります。

- (1) 要介護認定によりご契約者様の心身の状況が自立と判定された場合。
- (2) 事業者がやむを得ない事由により特定施設を閉鎖した場合。
- (3) 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者様に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- (4) 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- (5) ご契約者様から退去又は利用停止の申し出があった場合。
- (6) ご契約の有効期間であっても、ご契約者様による当施設からの退去又は利用停止を申し出ることができます。その場合は希望する1ヶ月前までにご報告して下さい。以下の場合には即時に契約を解約・解除ができます。
  - ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
  - ②ご契約者様が入院された場合。
  - ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める特定施設サービスを実施できない場合。
  - ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
  - ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者様の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
  - ⑥他の利用者のご契約者様の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つけられる恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合
- (7) 事業者から退去又は利用停止をしていただく場合。
  - ①ご契約者様が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

- ②ご契約者様によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にも関わらずこれが支払われない場合。
- ③ご契約者様が故意又は重大な事情を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ご契約者様が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合。

(8) 円滑な退去のための援助

ご契約者様が当施設を退去する場合には、ご契約者様の希望により、事業者はご契約者様の心身の状況、置かれている環境等を勘案し円滑な退去のために必要な以下の援助を速やかに行います。

- ①適切な病院、介護老人福祉施設等への紹介。
- ②居宅介護支援事業所への紹介。
- ③その他保健医療サービス又は、福祉サービス提供者の紹介

## 7. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の対応。

苦情やご相談は以下の窓口にて受け付けます。

苦情解決担当者	施設長
苦情受付担当者	経営管理課副主任
受付時間	毎週月曜日～金曜日 8:45～17:45
利用方法	電話：011-640-5500 面接か電話にてご連絡下さい。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

名称	連絡先
札幌市役所	札幌市中央区北1条西2丁目 011-211-2972
中央区役所	札幌市中央区南3条西11丁目 011-231-2400
北海道国民健康保険団体連合会	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 011-231-5161
北海道福祉サービス運営適正化委員会	札幌市中央区北2条西7丁目かでの2.7 011-204-6310
札幌市福祉サービス苦情相談センター	札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター内 011-632-0550
第三者委員	奥田 龍人(特定非営利活動法人シーズネット 理事長) 011-717-6001 大能 文昭(中央区社会福祉協議会 事務局長) 011-281-6113

(3) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う為の処理体制・手順

- ①苦情があった場合は、ただちに苦情受付担当者が相手方に連絡を取り、直接伺いに行く等、詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認する。
- ②管理者まで含めて検討会議を行う。  
※実施しない場合も、必ず管理者まで処理結果を報告する。
- ③検討後、翌日までには必ず具体的な対応を行う。
- ④記録を台帳に保管し、再発防止に役立てる。

## 8. 事故対応及び損害賠償

施設はご契約者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合は市町村、その後契約者様のご家族様に連絡し必要な措置を講じるとともに、ご契約者様に対してサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

事故内容・結果については「事故報告書」に記載し、再発防止に役立てます。

## 9. 個人情報保護

- (1) 施設は個人情報の取扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則の内規を遵守することにより、ご契約者様やご家族様に関する情報を適正に保護します。
  - (2) 施設はサービスを提供する上で知り得たご契約者様や、ご家族様に関する個人情報については、ご利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者に漏らす事はありません。
  - (3) あらかじめ文章によりご契約者様やご家族様の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。
  - (4) 施設は業務上知り得たご契約者様やご家族様の秘密を保持させるため、在職中は元より、職員の退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。
  - (5) 個人情報に関する苦情の申立てや相談があった場合は、前項7「苦情の受付について」の規定を一部準用し迅速かつ適切な処理に努めます。なお、当事業所以外の主な相談窓口は次のとおりです。
- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| ①北海道総務部法制文書課行政情報センター | 011-231-4111 |
| ②札幌市総務局行政部行政情報課      | 011-211-2132 |
| ③札幌市消費者センター          | 011-211-2245 |
| ④国民生活センター            | 03-5475-3711 |



#### **第4条（介護保険給付サービス）**

甲は介護保険給付対象サービスとして個別支援計画に基づき、乙に対し、入浴、排泄、食事等の介護、相談等、社会生活上の便宜、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

#### **第5条（サービス利用料金の支払い）**

1. 乙は要介護状態に応じて重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいた料金を甲に支払うものとします。
2. 介護保険給付以外のサービスについての諸費用（おむつ代、介護補助具等）は乙の実費負担とします。
3. サービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、乙はこれを翌月末日まで甲が指定する方法で支払うものとします。
4. 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

#### **第6条（利用料金の変更）**

1. 介護保険給付の額の変更があった場合、甲は当該サービス利用料金を変更するものとします。
2. サービス利用料金については経済状況の著しい変化、その他のやむを得ない事由がある場合、甲は乙に対して変更を行う2ヶ月前までに説明した上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
3. 乙は前項変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

#### **第7条（サービス従事者の義務）**

1. 甲はサービスの提供にあたって乙の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
2. 甲は乙の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他乙の行動を制限する行為は行わないものとします。
3. 甲は乙に対するサービス提供について記録を作成し、それを5年間保管し、乙もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

#### **第8条（個人情報保護）**

1. 施設は個人情報の取扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則の内規を遵守することにより、ご契約者様やご家族様に関する情報を適正に保護します。

2. 施設はサービスを提供する上で知り得たご契約者様や、ご家族様に関する個人情報については、ご利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
3. あらかじめ文章によりご契約者様やご家族様の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。
4. 施設は業務上知り得たご契約者様やご家族様の秘密を保持させるため、在職中は元より職員の退職後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。
5. 個人情報に関する苦情の申立てや相談があった場合は、第19条の規定を一部準用し迅速かつ適切な処理に努めます。なお、当事業所以外の主な相談窓口は次のとおりです。

①北海道総務部法制文書課行政情報センター	011-231-4111
②札幌市総務局行政部行政情報課	011-211-2132
③札幌市消費者センター	011-211-2245
④国民生活センター	03-5475-3711

#### 第9条（施設利用上の注意義務等）

1. 乙は居室及び供用施設、敷地をその用途に従って利用するものとします。
2. 乙は安全衛生等の管理上の必要があると認められた場合には、甲が居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合甲は乙のプライバシー等の保護について十分配慮をするものとします。
3. 乙は甲の設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損した場合には自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

#### 第10条（事故発生時の対応及び損害賠償）

1. 甲は、乙に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに乙の家族、身元引受人等関係者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 前項の場合において、事故が発生した場合は、甲はすみやかに乙の損害を賠償します。ただし、甲に故意過失がない場合はこの限りではありません。
3. 前項の場合において、当該事故発生につき乙に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができるものとします。

#### 第11条（契約の終了事由）

1. 乙が死亡した場合。
2. 要介護認定により、乙の心身の状況が自立と判定された場合。
3. 甲がやむを得ない事由により、施設を閉鎖した場合。

4. 施設の滅失や重大な毀損により、甲のサービス提供が不可能になった場合。
5. 甲が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。
6. 第12条から第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合。

#### **第12条（乙からの中途解約等）**

1. 乙は本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には乙は契約終了を希望する1ヶ月前までに甲に報告するものとします。
2. 乙は第6条第3項の場合、及び乙が入院した場合には本契約を解約することができます。
3. 乙が第1項を行わず施設から退去した場合には、甲が乙の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

#### **第13条（乙からの契約解除）**

乙は甲が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除する事ができます。

1. 甲が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合。
2. 甲が第8条に定める個人情報保護に違反した場合。
3. 甲は過失により乙の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
4. 他の入居者が乙の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは、傷つける恐れがある場合において甲が適切な対応をとらない場合。

#### **第14条（甲からの契約解除）**

甲は乙が以下の事項に該当する場合には、本契約を解約することができます。

1. 乙が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合。
2. 乙による、第5条第1項から第3項に定めるサービス利用料の支払いが3ヶ月以上延滞し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合。
3. 乙が故意又は重大な過失により、甲もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約の継続しがたい重大な事情が認められる場合。
4. 他の入居者が乙の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において甲が適切な対応をとることができない場合。
5. 乙が介護老人福祉施設等に入所した場合、もしくは病院等に入院した場合。

### 第15条（契約終了に伴う援助）

本契約が終了し乙がカームヒル西円山を退去する場合には、乙の希望により甲は乙の心身の状況、置かれている環境等を勘案し円滑な退去のための必要な以下の援助を乙に対して速やかに行うものとします。

1. 適切な病院もしくは介護老人福祉施設等への紹介
2. 居宅介護支援事業者の紹介
3. その他、医療保健福祉サービスの提供者の紹介

### 第16条（在宅サービス利用における特例的な取り扱い）

乙が止むを得ない場合で居宅介護保険サービスを利用する場合は、本契約が解除となります。但し居宅介護保険サービス利用後に再び特定入居者生活介護を利用される際には、甲に対して申請が必要になります。

### 第17条（入院に関わる取り扱い）

乙が病院等に入院した場合、3ヶ月以内に退院する事ができ、入院前と同等程度の回復が見込まれる場合はカームヒル西円山に入居できるものとします。

### 第18条（苦情処理）

甲は、その提供したサービスに関する乙からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

### 第19条（身元引受人）

1. 甲は乙に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。
2. 身元引受人は、次の各号の責任を負います。
  - (1) 乙が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進むよう協力すること。
  - (2) 契約終了の場合、甲と連携し乙の状態に見合った適切な受入先の確保に協力すること。
  - (3) 乙が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置を行うこと。
  - (4) 必要に応じて他の親類へ連絡を行うこと。
  - (5) 身元引受人の住所、氏名を変更したとき及び、身元引受人が死亡等で変更するときは、乙はその旨を速やかに甲に通知し、所要の手続きをとる必要があること。
  - (6) 突発的な体調不良、一人での生活が困難になった場合は、外部サービスを利用しただけか、付き添っていただきます。

## 第20条（連帯保証人）

連帯保証人は、利用契約に基づいて乙が甲に対して有する一切の債務を保証しその極度額は200万円とする。

## 第21条（協議決定事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、甲は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、乙と誠意をもって協議し決定するものとします。

## 第22条（文書開示について）

当法人では、入居者及び家族から介護記録等の文書開示を求められた場合、特別な理由がない限り、他の利用者などの個人情報を除き開示いたします。文書開示をお求めの際は、必要書類の記入等があるため生活相談員又は事務職員にお尋ねください。ただし、入居者及び家族は、記録の複写物を希望する場合、実費相当額を支払う事が必要になります。

(契約期間)

2026 年      月      日から有効

(入居者 乙)

私は「重要事項説明書」と「契約書」並びに利用料等の説明を受け、その内容を理解し本契約を申し込みます。

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ ㊞

電話番号 (                      )      携帯番号 (                      )

(身元引受人)

私は「重要事項説明書」と「契約書」並びに利用料等の説明を受け、身元引受人の責任を理解しました。

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ ㊞

電話番号 (                      )      携帯番号 (                      )

(連帯保証人)

私は「重要事項説明書」と「契約書」並びに利用料等の説明を受け、連帯保証人の責任を理解しました。

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ ㊞

電話番号 (                      )      携帯番号 (                      )

(事業者 甲)

当事業者は本書面の重要事項、利用料、契約内容等について利用者、身元引受人、連帯保証人へ説明しました。当事業者は、サービスの申し込みを受け、本書面に定める義務を誠実に履行します。

住 所； 札幌市中央区円山西町 4 丁目 3 番 21 号  
法人名； 社会福祉法人 溪仁会  
名 称； ケアハウス カームヒル西円山

代表者； 施設長 磯貝 智美 ㊟

説明者； 相談員 ㊟

電話番号；011-640-5500（代）

F A X 番号；011-640-5505

メールアドレス； [calmhill@keijinkai.or.jp](mailto:calmhill@keijinkai.or.jp) （半角小文字）